

工事についての注意事項及び検査についてのご案内

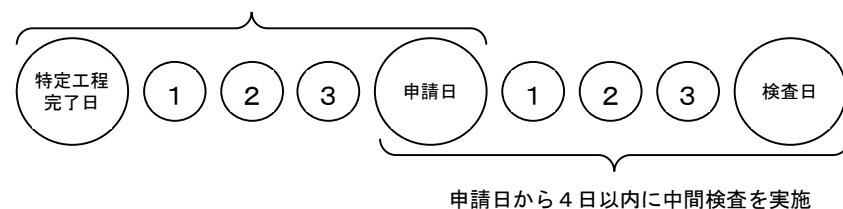
1 工事についての注意事項

- ① 建築基準法第89条第1項に基づき、必ず確認表示板を現場の見やすい位置に掲示してください。
- ② 確認を受けた計画に変更が生じる可能性がある場合は事前にご相談ください。変更内容によっては計画変更確認申請等の手続きが必要になります。なお、計画変更確認申請の確認済証の交付を受けるまでは、変更に係る部分の工事に着手することはできません。
また、中間検査、完了検査申請時に直前の確認又は中間検査以降の変更手続きがない場合、各検査の申請は受理できません。(計画変更確認申請の審査期間は、建築確認申請と同様の期間になります。)
- ③ 排水設備工事については、工事に着手する日の14日前までに排水設備新設等確認申請書を提出して、排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合するものであることについて確認を受け、排水設備新設等確認等通知書の受領後に着手してください。
(担当 下水道部下水道総務課)
- ④ 一定規模以上の建設工事及び解体工事の発注者は、建設リサイクル法に基づく届出等の義務があります。該当する建設工事等を行う場合は、工事に着手する日の7日前までに届出を行ってください。
(担当 計画建築部住まい暮らし政策課)
- ⑤ 建築物の解体等の際には、大気汚染防止法に基づく吹付石綿等の飛散防止について所要の措置が必要な場合がありますので、担当課と十分調整してください。
(担当 環境部環境保全課)
- ⑥ 4m未満の道路沿いに建築物等(門塀、擁壁を含む)を建築、築造する場合には当該道路の中心線から2m以上後退した位置に設置し、後退位置を杭等で明示してください。
なお、既存の門や塀、擁壁などが後退していない場合には、工事完了までに規定の後退位置に設置し直すか、撤去する必要があります。
(担当 計画建築部建築指導課)
後退用地については、「藤沢市狭あい道路整備要綱」に基づき買取り等の制度があります。
(担当 道路河川部道路管理課)

2 中間検査及び完了検査について

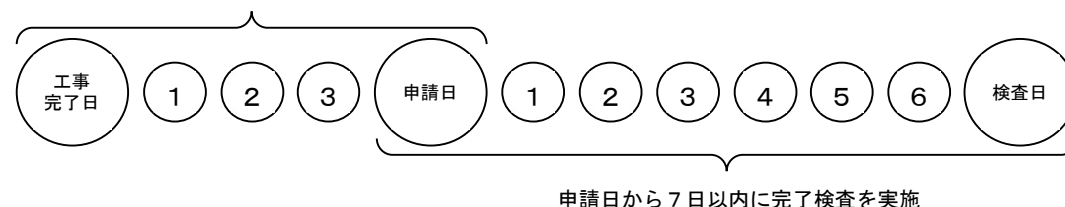
- ① 検査日については、検査申請前に電話での事前予約をお願いします。
- ② 中間検査申請書は、建築基準法第7条の3第1号及び藤沢市建築基準等に関する規則第8条第3項の規定による特定工程に係る工事を終えた日から4日以内でかつ検査予定日から4日前以降に提出してください。

特定工程完了日から4日以内に中間検査申請書を申請



- ③ 完了検査申請書は、工事が完了した日から4日以内でかつ検査予定日から7日前以降に提出してください。

工事完了日から4日以内に完了検査申請書を申請



3 提出書類について

工事着手前から完了検査までに、建築指導課に提出する必要がある書類は、以下の表を参考にしてください。

なお、表においては建築基準法を「法」、建築基準法施行令を「政令」、建築基準法施行規則を「省令」、藤沢市建築基準等に関する規則を「市規則」といいます。

時期	名称	様式	根拠条文
		注意事項	
着手前	工事監理者・工事施工者届	市規則第3号様式	市規則第5条第1項
		・ 確認申請及び計画通知時に未定の場合は、工事の着手前に提出してください。	
	山留め工事施工計画概要書	市規則第11号様式	市規則第9条
		・ 高さが1.5mを超え5m以下の山留め工事の場合に提出してください。（計画通知の場合を除く。）	
		・ 山留め工事に着手する日の7日前までに提出してください。	
		・ 様式の（注意）欄に記載されている図書を添付してください。	
中間検査申請時	山留め工事施工計画書	市規則第12号様式	市規則第9条
		・ 高さが5mを超える山留め工事の場合に提出してください。（計画通知の場合を除く。）	
		・ 山留め工事に着手する日の7日前までに提出してください。	
		・ 様式の（注意）欄に記載されている図書を添付してください。	
	コンクリート工事施工計画書	市規則第13号様式	市規則第9条
		・ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、3階以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡を超える場合に提出してください。（計画通知の場合を除く。）	
中間検査申請時		・ コンクリート工事に着手する日の7日前までに提出してください。	
		・ 様式の（注意）欄に記載のとおりコンクリート製造所の配合計画書を添付してください。	
	鉄骨工事施工計画書	市規則第14号様式	市規則第9条
		・ 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、3階以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡を超える場合に提出してください。（計画通知の場合を除く。）	
		・ 鉄骨工事に着手する日の7日前までに提出してください。	
		・ 様式の（注意）欄に記載のとおり認定工場証明書の写し及び工場製作要領書を添付してください。	
中間検査申請時	中間検査申請書	法定様式 別記第26号様式	省令第4条の8第1項（省令第8条の2第17項において準用する場合を含む。）
	特定工程工事終了通知書（計画通知）	別記第42号の17様式（計画通知）	
		-	
	委任状	任意	省令第4条の8第1項第5号（省令第8条の2第17項において準用する場合を含む。）
		・ 確認申請及び計画通知時に提出された委任状に中間検査に関して委任する旨が記載されている場合は提出不要です。	
	施工写真	-	省令第4条の8第1項第2号
		・ 法第7条の5の規定による検査の特例を適用する場合、下記の写真をそれぞれ3枚ずつ添付してください。	
		①基礎配筋（全景及び配筋状況がわかるもの）	
		②軸組、耐力壁、仕口その他の接合部（全景及び施工状況がわかるもの）	
		③屋根の小屋組（屋内側からの全景並びに梁、桁、母屋及び垂木の接合金物が確認できるもの）	
中間検査申請時	政令第46条第4項、第47条に規定する基準への適合性審査に必要な図書	-	市規則第8条第4項第1号
		・ 木造（在来軸組工法）でかつ確認申請書に省令第1条の3第1項の表1の（は）項に掲げる図書を添付していない場合に提出してください。	
	省令第8条の3の規定による基準への適合性審査に必要な図書	-	市規則第8条第4項第1号
		・ 木造（桝組壁工法）でかつ確認申請書に省令第1条の3第1項の表1の（は）項に掲げる図書を添付していない場合に提出してください。	
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法の記載された図書	-	市規則第8条第4項第1号
		・ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造その他の構造でかつ確認申請書に省令第1条の3第1項の表1の（は）項に掲げる図書を添付していない場合に提出してください。	

	工事監理状況報告書（中間検査）（鉄筋コンクリート造）	市規則第7号様式 ・ 工事監理状況報告書（中間検査）のうち該当する構造種別の報告書を提出してください。	市規則第8条第4項第2号
	工事監理状況報告書（中間検査）（鉄骨造）	市規則第8号様式 ・ 工事監理状況報告書（中間検査）のうち該当する構造種別の報告書を提出してください。	市規則第8条第4項第2号
	工事監理状況報告書（中間検査）（在来軸組工法）	市規則第9号様式 ・ 工事監理状況報告書（中間検査）のうち該当する構造種別の報告書を提出してください。	市規則第8条第4項第2号
	工事監理状況報告書（中間検査）（枠組壁工法）	市規則第10号様式 ・ 工事監理状況報告書（中間検査）のうち該当する構造種別の報告書を提出してください。	市規則第8条第4項第2号
	建築基準法第12条第5項の規定による軽微な変更等に関する報告書	軽微な変更等に関する報告書 ・ 直前の確認又は中間検査以降において軽微な変更が生じた場合に提出してください。 ・ 添付図書は事前にお問い合わせください。	法第12条第5項
完了検査申請時	完了検査申請書 工事完了通知書（計画通知）	法定様式 別記第19号様式 別記第42号の13様式（計画通知） -	省令第4条第1項（省令第8条の2第13項において準用する場合を含む。）
	委任状	任意 ・ 確認申請時に提出された委任状に完了検査に関して委任する旨が記載されている場合は提出不要です。	省令第4条第1項第7号（省令第8条の2第13項において準用する場合を含む。）
	施工写真	- ・ 法第7条の5の規定による検査の特例を適用する場合、下記の写真をそれぞれ3枚ずつ添付してください。（中間検査申請書に添付している場合を除く。） ①基礎配筋（全景及び配筋状況がわかるもの） ②軸組、耐力壁、仕口その他の接合部（全景及び施工状況がわかるもの） ③屋根の小屋組（屋内側からの全景並びに梁、桁、母屋及び垂木の接合金物が確認できるもの）	省令第4条第1項第2号（省令第8条の2第13項において準用する場合を含む。）
	工事監理報告書（完了検査）（鉄筋コンクリート造）	市規則第15号様式 ・ 法第6条第1項第3号に掲げる建築物の場合は提出不要です。 ・ 工事監理報告書（完了検査）のうち該当する構造種別の報告書を提出してください。	市規則第10条第1号
	工事監理報告書（完了検査）（鉄骨造）	市規則第16号様式 ・ 法第6条第1項第3号に掲げる建築物の場合は提出不要です。 ・ 工事監理報告書（完了検査）のうち該当する構造種別の報告書を提出してください。	市規則第10条第1号
	工事監理報告書（完了検査）（在来軸組工法）	市規則第17号様式 ・ 法第6条第1項第3号に掲げる建築物の場合は提出不要です。 ・ 工事監理報告書（完了検査）のうち該当する構造種別の報告書を提出してください。	市規則第10条第1号
	工事監理報告書（完了検査）（枠組壁工法）	市規則第18号様式 ・ 法第6条第1項第3号に掲げる建築物の場合は提出不要です。 ・ 工事監理報告書（完了検査）のうち該当する構造種別の報告書を提出してください。	市規則第10条第1号
	工事監理報告書（省エネ適判）（モデル建物法）	市規則第19号様式 ・ 工事監理報告書（省エネ適判）のうち該当する算出方法の報告書を提出してください。	市規則第10条第2号
	工事監理報告書（省エネ適判）（標準入力法）	市規則第20号様式 ・ 工事監理報告書（省エネ適判）のうち該当する算出方法の報告書を提出してください。	市規則第10条第2号
	建築基準関係規定に適合していることを証する資料	- ・ 下記の書類を提出してください。 ①排水設備がある場合、排水設備新設等確認等通知書の写し ②消防の検査がある場合、消防用設備等検査済証の写し ③その他必要に応じて建築主事が指定する書類	法第7条第4項及び法第18条第17項
	軽微な変更等に関する報告書	軽微な変更等に関する報告書 ・ 直前の確認又は中間検査以降において軽微な変更が生じた場合に提出してください。 ・ 添付図書は事前にお問い合わせください。	法第12条第5項
	建築主等変更届	市規則第1号様式 ・ 建築主、築造主又は代理者を変更しようとする場合に提出してください。	市規則第4条第1項
	設計者・工事監理者・工事施工者変更届	市規則第4号様式 ・ 設計者、工事監理者又は工事施工者を変更しようとする場合に提出してください。	市規則第5条第2項
適宜	法第12条第5項の規定による状況報告書	法第12条第5項の規定による状況報告書 ・ 建築主事から報告を求められた場合に提出してください。 ・ 添付図書は事前にお問い合わせください。	法第12条第5項

4 その他

- ① 確認申請書の副本（添付図書等を含む。）は大切に保管してください。
- ② 検査済証の交付を受けた後においても、建築基準法第8条に基づき、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物等を常時適法な状態に維持するように努めてください。
- ③ 工事に伴い、以下の事項に関して近隣の方とのトラブルが多くなっています。工事の着手前に十分な配慮をお願いします。
 - ・ 隣接地との境界の確定、建物の離れ
 - ・ 近接地への日影、電波障害、プライバシー等
 - ・ 根切り、山留工事
 - ・ 工事中の振動、騒音、ほこり等
 - ・ 工事車両の通行や駐車等
 - ・ 屋根からの雪等の落下による隣接地への影響
 - ・ 空調設備屋外機等の設置位置

藤沢市 計画建築部 建築指導課 審査担当

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 分庁舎3階

電話番号 : 0466-50-3539（直通）

書式のダウンロードのページ

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kentiku/machizukuri/kenchiku/kakunin/shinse-kensa/syosikidownload.html>

